

千早赤阪村庁舎建設検討委員会公募委員公開抽選実施要領

(趣旨)

第1条 千早赤阪村庁舎建設検討委員会委員募集要領に定める公開抽選の公正な実施を目的として、抽選の実施方法について定めるものとする。

(抽選の主催)

第2条 抽選は、千早赤阪村総務課（以下「主催者」という。）が主催するものとする。

(抽選実施の通知)

第3条 主催者は、募集結果により定員を超える場合は、申込者に抽選日時及び抽選会場並びに抽選方法を通知する。

(抽選の公開)

第4条 抽選は、公開で実施する。

(抽選の方法)

第5条 抽選は、千早赤阪村庁舎建設検討委員会委員長（以下「委員長」という。）がくじ引きにより行う。なお、くじ引きは、予選と本選の2回行い、本選のくじ引きで「○」のくじを引き当てた者を当選者とする。また、抽選にあたり、主催者のほか、村の職員を抽選立会人として立ち合わせる。

(抽選の手順)

第6条 抽選は、次の手順で行う。

- (1) 主催者は、あらかじめ応募申込みの受付順に番号付けする。
- (2) 主催者は、抽選に先立ち抽選方法を説明する。
- (3) 当日出席した応募者又は抽選立会人で抽選箱が空であること及び抽選くじが応募者の人数分であることを確認した後、主催者は抽選箱をセットする。
- (4) 委員長は、応募申込みの受付順に付した順に予選のくじを行う。
- (5) 委員長は、予選のくじで引き当てられた番号順により本選のくじを行う。
- (6) 本選のくじで「○」のくじを引き当てた者を当選者とする。

(当選者の記録)

第7条 主催者は、抽選により当選者が確定した場合は、抽選結果を記録し、抽選立会人に確認の署名を受ける。

(抽選結果の通知)

第8条 主催者は、速やかに応募者全員に抽選結果を通知するものとする。

(抽選状況の報告)

第9条 主催者は、抽選の実施後速やかにその結果を村長に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年8月1日から施行する。

(この要領の失効)

- 2 この要領は、庁舎の建設が完了した日をもってその効力を失う。